

うるま

VOL. **1**



沖縄支部報 創刊号

社団法人 日本補償コンサルタント協会沖縄支部

目 次

| | | |
|---------------|-----------------------|---|
| 1. 支部報の創刊を祝して | 沖縄総合事務局長 | 1 |
| 2. 支部報の創刊を祝して | 沖縄地区用地対策連絡会会長 | 2 |
| 3. 支部報の創刊によせて | (社)日本補償コンサルタント協会会長 | 3 |
| 4. 支部報の創刊によせて | (社)日本補償コンサルタント協会沖縄支部長 | 4 |



5. 寄稿

| | | |
|---------------|-------------------------|----|
| 1) 用地業務の理想と現実 | 沖縄総合事務局開発建設部用地課長 | 6 |
| 2) 用地業務の展望と課題 | 沖縄総合事務局開発建設部南部国道事務所用地課長 | 8 |
| 3) 用地業務の遺産 | (社)日本補償コンサルタント協会専務理事 | 10 |

6. 支部だより

| | |
|------------------------|----|
| イ (社)日本補償コンサルタント協会の紹介 | 12 |
| ロ (社)日本補償コンサルタント協会入会資格 | 14 |
| ハ (社)日本補償コンサルタント協会倫理綱領 | 20 |
| ニ 支部設置のあゆみ | 21 |
| ホ 支部役員名簿 | 22 |
| へ 沖縄支部組織及び業務 | 23 |
| ト 支部規定 | 24 |

| | |
|-----------|----|
| 7. 支部会員名簿 | 31 |
|-----------|----|



祝 辞

沖縄総合事務局長
牧 隆 壽

社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄県支部の支部報創刊にあたり一言御祝辞を申し上げます。

貴支部は、全国10番目の支部として平成4年6月に設置されましたことはご同慶の至りであります。この度、支部活動の充実、業務の研鑽、情報の交換及び広報活動の一環として支部報「うるま」を発刊されますことは誠に時宜を得たものと考えます。

さて、我が沖縄総合事務局におきましては、第三次沖縄振興開発計画に基づいて沖縄県のさらなる発展を図るべく諸施策を推進しております。その中でも、道路、ダム、港湾、空港等の社会資本の整備、拡充は重要な施策であり、各地でプロジェクトを展開しているところであります。これらの事業を実施するにあたっては、用地取得がキーポイントであり、今後、ますます、公共用地の計画的かつ円滑な取得を強力に推進する必要があります。しかしながら、近年、地価の高騰等の社会経済情勢の変化にり公共用地の取得を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような中で補償業務に精通した補償コンサルタントの皆様方の果たす役割はますます大きくなって行くものと思われまます。今後のご活躍が大いに期待されるところであります。

今後は貴支部の組織の充実を図ることはもとより、起業者の新たなニーズに的確に対応すべく会員各位の御努力により更なる質の向上を図る事が肝要かと思われまます。

支部報告「うるま」発刊が、貴支部の今後の発展の礎となることを祈念致しまして私の御祝いの言葉と致します。



支部報の創刊を祝して

沖縄地区用地対策連絡会長
(沖縄総合事務局次長)

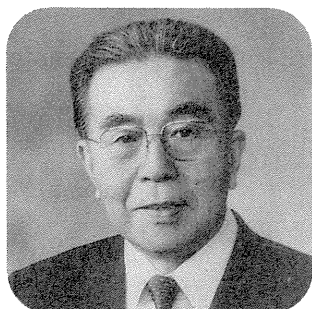
中 島 英 輔

昨年6月社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部が設立されたことに引き続きまして、今回支部報を発刊されますことに関し、御慶び申し上げます。補償コンサルタント協会は、補償コンサルタント業を営む個人または法人の所属職員の資質の向上及び補償コンサルタント業務の進歩改善を図ることにより、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的に、組織されたものと聞いております。まことに崇高な目標の設定であり、その完遂のため当支部報の発刊は非常に重要な意味を持つものと存じます。

平成4年度は、沖縄の日本復帰20周年という節目に当たり、県内外において多彩な事業が行われました。また、第三次沖縄振興開発計画の初年度であり、県を始め関係官庁において沖縄の未来像が策定されたところであります。そのような中で当協会支部報の発刊されますことは、沖縄の用地補償の歴史において一時期を画するものであり、我が連絡会会員のみならず用地補償業務を担う者全員にとって期待するところ大なるものがございます。

公共事業が日本経済の推進力となっていること及び社会経済活動の分野におけるシステムの高度化や多角化等の現状に鑑みた場合、補償コンサルタントの皆様の協力なしには公共事業の計画遂行は、非常に困難な状態となることは予想するに難くありません。今回発刊されます支部報が、皆様の業務遂行を円滑に行うための「起爆材」となり、また起業家との橋渡しの役割を持つことを希望しております。

最後になりましたが、刊行に当たり奔走された支部役員の方々の苦勞を讃えますと共に当支部の益々の御発展を祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。



支部報の創刊によせて

(社)日本補償コンサルタント協会
会長 相川 公二

このたび、沖縄支部報が創刊されることになりましたが、誠に自宣を得たものであり、関係者のご努力に対しあらためて敬意を表する次第であります。

会員の念願であった沖縄支部が平成4年6月1日に設立されて以来すでに7箇月を経過し、活動も徐々に重みを持って迫ってくるのを感じます。支部長をはじめとする理事の理事会における活躍、本部各委員会における沖縄支部代表委員の活発な発言等がその最たるものと言っても良いと思います。

去年は、会員の皆様もご承知のとおり、緊急経済対策として上半期の前倒し執行を皮切りに、公共投資等の拡大、生活大国五箇年計画、補正予算に公共用地の追加取得が計上される等公共事業とりわけ用地問題をめぐる話題の多い年でありました。

これらに係わる補償コンサルタント会員の役割も重かつ大であり、今後も起業者の会員に対する期待は、一層大きくなるものと考えられます。当然のことながら会員は、起業者の期待に充分応えられるよう、常々質の向上に心掛け、努力を積み重ねなければならないことを心する必要があります。これこそが専門家集団である補償コンサルタント協会の基本であり、つまりはプロ精神であり続けること。ということになるわけです。

公共用地の取得を円滑に推進するために、制度面において様々な努力がなされていることは、これら制度の活用とあわせて、官民の役割分担に目を注ぎ、検討されなければならないと考えております。

協会も設立後16年を経過し、会員も1200を超えることとなり、名実ともに充実し、かつ、実力のある団体として歩み続けています。協会は、常に業界全体に目を向け、業界のさらなる発展のために、努力するつもりでおります。

支部報は、本部で発行する会報と共に、支部の活動を所属会員に知ってもらう重要な伝達機関であると同時に、起業者にも支部の内容等を知ってもらうためにも極めて有意義な存在です。内容の充実とともに、会員各位に愛される支部報として育てていただきたいと思います。

最後に、沖縄支部報及び会員の益々の発展と活躍を期待して、沖縄支部報創刊によせることばといたします。



支部報の発刊によせて

(社)日本補償コンサルタント協会
沖縄支部長 島袋 精次

社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部が全国10番目の支部として平成4年6月1日に設置されたことはご周知のとおりであります。

沖縄支部の設置にご尽力を頂きました関係各位に対して改めてお礼申し上げる次第であります。昨年は国際的には東西冷戦の終結、政治経済面での相互依存関係の緊密化等、国内においてはバブル経済の崩壊による土地神話の消滅、情報と価値感の多様化等が表面化した激動の年でありました。

補償コンサルタントにおいては、補償業務管理士資格制度の創設、協会本部の組織の充実、建設白書に補償コンサルタントについての提言等意義深い年でもありました。

一方沖縄県においては、第3次沖縄振興開発計画の初年度であり、沖縄が本土復帰して20年目の歴史的に記念する年でありました。

今年は、首里城正殿の復元、NHK大河ドラマ「琉球の風」の放映及び全国植樹祭の開催等で「沖縄の年」になると思います。

この意義ある年を向かえて支部報を発刊することができますことは支部会員が等しく喜びとするところであり、企画編集等に尽力した広報委員の労に感謝いたします。

創刊号の発刊にあたり格別のご厚情によりご祝辞等をお寄せ頂きました沖縄総合事務局長牧隆壽殿、協会本部の相川公二会長をはじめ多くの方々にお礼申し上げます。

さて、機関誌発刊の使命は、①補償コンサルタント業務に関する情報の伝達、②支部会員の資質の向上を図るための指導連絡、③地域に即した補償事例の紹介、④支部会員相互の啓発と研鑽、⑤意見又は研究結果の発表、⑥支部の活動状況の報告、⑦支部会員の紹介等内部的な面と外部に対しては、広報及び業務開発の手段としての役割があるものと思えます。

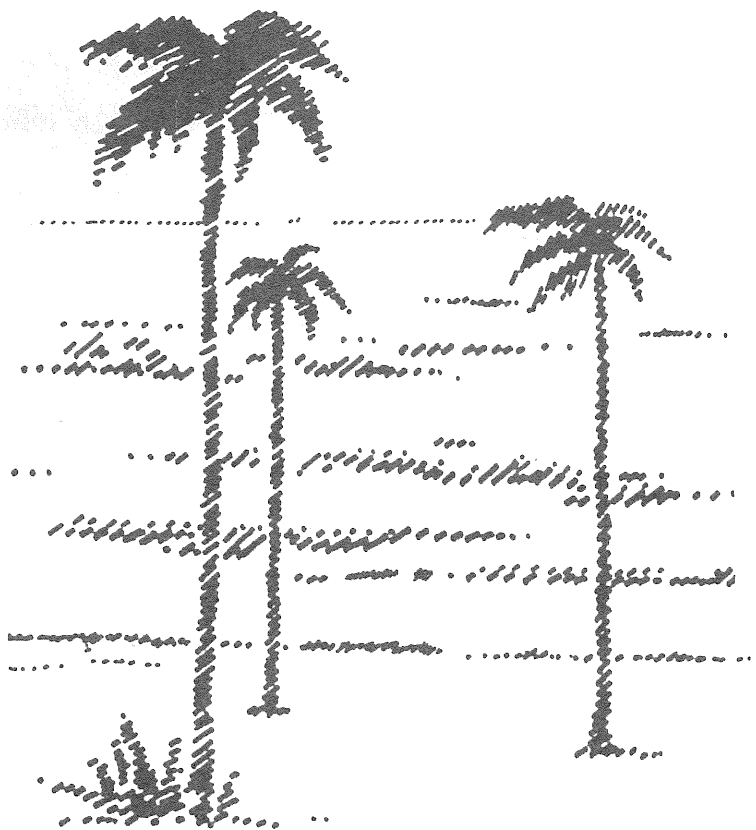
世は正に情報化時代であります。コンピュータシステムの高度化、起業ニーズの多様化、土地所有者及び関係人の権利意識の高揚等社会情勢がめまぐるしく変動しているときに、共有地の円滑な取得に寄与する民間における専門家集団としての補償コンサルタントに

せられた期待と責務は大きいと思います。

この度の支部報の発刊にあたり沖縄支部の会員は協会が定めた倫理綱領を遵守し、補償コンサルタントとしての誇りと自覚を持ち良心に従い誠実に職務を遂行する決意をあらたにするものであります。

会報等は継続して発行するところにその意義があり、所属会の内部情報を外部に公開する最も適確な手段であると思います。

この支部報が内容を充実させ末永く継続発行できますよう会員及び関係各位のご協力とご支援をお願い申し上げ、沖縄支部の運営に特段のご配慮を賜っております、館形博専務をはじめ関係各位に感謝申し上げます。





用地業務の理想と現実

沖縄総合事務局開発建設部

用地課長 神田 賢孝

沖縄の本土復帰20周年にあたる平成4年に、社団法人補償コンサルタント協会沖縄県支部が設立されましたことは誠に時宜を得たものと思います。今回、支部報（創刊号）の発行に当たり、用地業務に関する私の雑感を述べてみたいと思います。

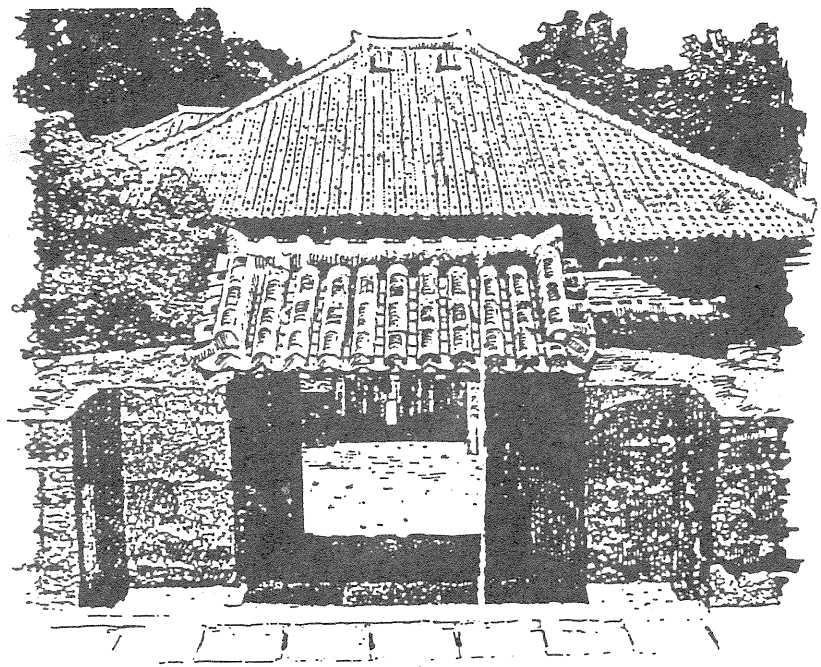
用地業務の現状は内憂外患と言いましょくか、いろいろ問題があると思います。一つは公共施設を完成させるために用地担当職員はそれ相当の努力をさせていただいておりますが事業計画立案に参画できていないということです。用地業務を通して地域住民が公共事業に何を望んでいるかということ用地職員は理解しているのではないのでしょうか。そのノウハウを計画立案に役立てない法はないと思います。現在は組織上、技術サイドだけで計画決定がなされていまして、道路のルート等、計画時点の問題点が用地交渉の段階で表面化してくるのが常です。計画初期から、用地も一緒になり共同して事業計画を立案する体制ができれば、用地取得の目的が更に強く用地職員に認識され（自分たちで計画した事業という自負）事業の円滑な推進に寄与できると思われませんが、内部での変革が必要ですね

次に、予算の関係ですが、用地の予算というのは実際には、独立して用地だけで〇〇事業というのではないんです。全国的にも論議になっていますが、要するに用地は用地でこだけ必要であるという形の、用地サイドが予算をもつ制度が欲しいですね。これは、国予算の編成の関係ですから、すんなりとはいかないかもしれませんが、実現したいですね

用地担当職員の話に移りますが、相当の事業量がありながら組織的には大きくなっていない、慢性的な人手不足の状態ではないのでしょうか。用地業務は、公共事業用地を取得するというのが基本ですが、関係者の要求に対していろいろ答えなければならない、関係者の苦情、しつ責を直接受けるということで用地職は相当ストレスが溜まる業務であることは事実です。その面が用地職を敬遠する理由ではないかと思ひます。私なりに考えると、用地交渉は、人格の形成面で非常に勉強になると思ひております。人間の考え方の多様性・特殊性等人間勉強にはもってこいの環境です。しかし、現実には敬遠されている。その対応としては、魅力ある職種にしなければならない。具体的には、各種手当での創設等用

職の処遇改善を図る必要があります。それには全国的規模での要請行動（用対連等を通じて）を行い、建設本省を中核にして人事院や大蔵省に要請すべきだと考えています。魅力ある用地でないと将来の展望は開けないと思います。

最後になりましたが、従来から補償コンサルタントの方々には色々お世話になっております。今度、沖縄県支部の誕生で名実共に民間における補償業務の専門家集団として活躍されることは実に頼もしい限りです。今後とも沖縄振興開発計画の基幹である生活基盤整備のための公共事業の推進に皆様方の培われた専門知識を投入して頂き、我々の公共用地の取得が円滑に行くようご協力をお願いしまして私の雑感といたします。





用地の展望と課題

沖縄総合事務局南部国道事務所
用地第一課長 山城清臣

日本補償コンサルタント協会沖縄支部設置おめでとうございます。沖縄が本土に復帰して20年、沖縄振興開発計画のもと、道路やダムを始めとした社会資本の整備は着々と成を上げ、沖縄県の経済、社会、文化の発展に大きく寄与したものだと言信する所でありす。

これらの社会資本整備事業を大きく支えてきたのが用地取得業務であり、この20年間地職員は戦後処理の一環である未買収道路用地、いわゆる潰地の取得からバイパス事業至る用地取得とまさに東奔西走であった。

今年第三次沖縄振興開発計画の初年度、21世紀を見据えての社会資本の整備は本土の格差の是正や自立経済体制の基盤作りのため、益々重要性を増し、用地業務のウエイは従来にも増して、大きくなることが予想される。

これまでの社会資本の整備はどちらかというと量的拡大に主眼を置いた拡大至上主義でであったのに対し、今日国民のニーズは多様化しており量に加え、内容の充実、さらには環境との調和も要求されている。用地業務も収用損失はもとより事業損失の分野にま幅広く入りこまざるを得なくなっている。

しかし、用地を取りまく環境は、依然としてきびしいものがある。対地権者との関係においては、代替地対策や生活再建策等、内部組織的には「予算は増加すれど人は増えずと、このような中であって、計画的に用地業務を推進していくためには、用地OBを始補償コンサルタントの積極的活用を考えていくべきである。

幸いに本県にも(社)日本補償コンサルタント協会沖縄支部が設置されたし、受け皿はでている。これまでの業務に際しても補償コンサルタントの果たしてきた役割は大きい数多くの実績もある。今後は民間活力を十分に活用しながら用地業務を推進していくべであろう。他方、コンサルタントの皆さんは単なる調査マンだけではなく起業者に対しても新たな提案者になってほしいものである。



用地業務の遺産

(社)日本補償コンサルタント協会
専務理事 舘形 博

沖縄県内の用地担当者とお付き合いができたのは、昭和46年に当時の沖縄・北方対庁(総理府)が琉球政府に対し、いろんな技術援助を行っていたが、その一環として、琉球政府建設局土木課(当時用地関係の仕事は、この課で処理していた。)の用地担当者に対して、損失補償制度の研修を行なった。その時からである。もっとも、私事で恐縮だが、の家内も沖縄県出身なので、沖縄の方々とお付き合いは、もつと以前からあった。

私の沖縄での用地業務の従事は、復帰前のそれと、復帰後のそれとに分けることができる。

先づ、復帰前の用地業務の従事であるが、昭和47年5月15日に沖縄復帰が決定した47年1月、正月の休みを終え、御用始めで役所に出勤したその日に、当時の公共用地課長(者は、建設大臣官房公共用地課係長として勤務していた。)から復帰以降国道又は県道なる軍道敷地(潰地)について、国又は県において権原(とりあえず借地)を取得する必要がある。その作業を行なうため、建設省に“道路用地調査団”を結成した。その副団長として長期に沖縄へ出張を命ずるという命令を受けたのである。借地契約の作業は、47年1月20日から3月18日まで、及び3月23日から5月13日までの2回にわたった。その詳細は略するが、復帰の日を目前にして、1日中用地交渉にかけつり廻った記憶だけが強烈に残っている。

47年5月15日以降は、沖縄総合事務局の初代用地課長として、家族一同を引きつれて任ということになる。着任当初は、借地残件の処理等、まったなしの事業推進に取り組みと同時に用地関係組織の充実強化、規程額の整備等用地業務処理のためのルール作り等おわれ続けた。当時は、現在のように優秀な補償に関する専門家集団である補償コンサルタントもなく、全て直営であり、組織を作っても職員は、地建から出してもらうよう依頼するしか手段は無いわけだから、今から考えてみると当時補償コンサルタントがあったら…と思っている。

在任中の仕事に関連して、書きたい事は数多くあるが、そのうちに一つに、“沖縄地

用地対策連絡会”の設立である。私も昭和36年に役所に入り、東京オリンピック関連事業のさかんな頃土地収用法等の施行に関する事務を担当していたので地方建設局単位に置かれている現在の地区用対連の設立の過程を良く知っている。復帰直後の沖縄は、海洋博を目前にして、公共事業のラッシュの体をなしていたものである。一方、各起業者の用地取得体勢は、必ずしも万全ではない。用地の取得を円滑にすすめなければならない。そのため、補償基準の統一的な運用、情報の提供等起業者間の連絡調整を図る必要のあることを痛切に感じていた。沖縄総合事務局が中心となった“沖縄地区用地対策連絡会”を早急に発足させなければ！との認識にたったものである。

昭和48年10月23日“沖縄地区用地対策連絡会”の設立総会を32の会員及び建設省公共用地課長等多くの方々の出席のもとに、お借りした沖縄電力の講堂で、盛大に行なわれたのである。沖縄地区用地対策連絡会会員のご努力により、以来19年を経過し、立派に成人式を迎えようとしている。

先日、沖縄総合事務局用地課発足20周年記念式典が開催され、私も出席する機会を得たが、その席上のあいさつのなかで、20年の間に出向者、現役を含め用地課に関係した職員は、延べ200人を超えるという話を聞いた。

用対連を設立して、連絡調整に力を！と思ったのも今や二昔も前の事かと感慨深いものをおぼえた。当時、総合事務局用地課の係員でおられたかたがたも今では押しも押されぬ立派な幹部として活躍しておられる。

命題である“用地業務の遺産”とは、哲学的で難しいが、活躍しておられる総合事務局用地課の現役の皆さん、日本補償コンサルタント協会沖縄支部の会員の姿を見ると、当時組織づくり、ルールづくり、用対連の設立、潰地の借地契約の交渉、支払等数かぎりない苦労もそれなりに苦労のかがあったと思っている。

第3次沖縄振興開発計画の推進に当っては、沖縄支部会員の皆さんの活躍も期待されるところであり、それに応えていただきたい。また、会員のさらなる増加にも期待したい。

沖縄での用地関係業務との出会い、沖縄支部会員との出会いそのことを大切にしたいと思う。そして、これからもずっと見続けるであろう沖縄支部会員の皆さんの活躍を。

20年前私が沖縄に残した用地関係業務のいくつかのうちの一つである。

社団法人 日本補償コンサルタント協会の紹介

社団法人 日本補償コンサルタント協会 のあらし

設立▶昭和52年7月11日

昭和51年11月29日に任意団体の「日本補償コンサルタント協議会」として発足し、昭和52年7月11日に建設大臣の許可を得て社団法人となりました。

設立の目的と補償コンサルタント

社団法人日本補償コンサルタント協会は、補償コンサルタント業を営む個人又は法人の所属職員の資質の向上及び補償コンサルタント業務の進歩改善を図ることにより、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的に、「補償コンサルタント」を会員として、建設大臣の許可を得て設立された公益法人です。

「補償コンサルタント」という言葉は、一般になじみが浅いのですが、その意味は公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれに関連する業務の受託又は請負を行う者をいいます。

事業の内容

補償コンサルタント協会は、設立目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 補償コンサルタント業務に従事する者の資質の向上を図るための指導及び研修会、講習会等の開
- (2) 補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝。
- (3) 補償コンサルタント業務に関する調査、研究及び受託
- (4) 補償業務に関し、公共事業の施行者等に対する連絡、協力及び建議。
- (5) 補償業務に関する機関誌、図書及びその他の刊行物の出版、頒布。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

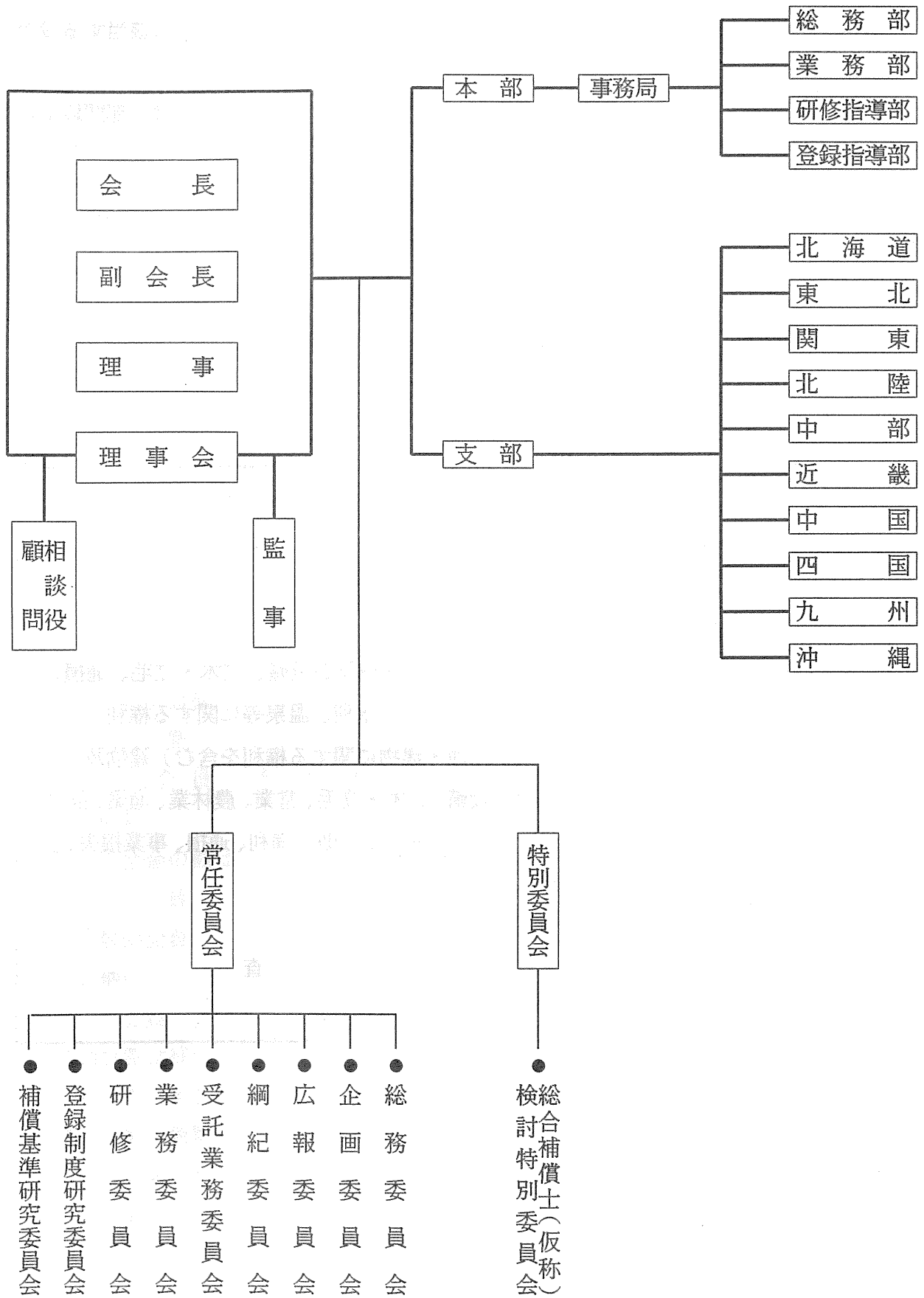
補償コンサルタント登録と信用の確保

昭和59年に、補償コンサルタント登録程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）が制定され、業務の内容によって7つの門に区分して登録されることになっていす。登録をしようとするものは、建設大臣に登録の申請を行い、補償業務管理者、政状況、補償業務経歴等一定の要件について建設大臣の審査を受け、要件を備えた補償コンサルタントは、建設省に備える登録簿に登録され、起業者の利便が図られるとともに、信用が確保されています。

会員数（平成5年2月1日現在）

正会員……………1,247
賛助会員…………… 29

組織図



正会員の資格要件

正会員の資格は次の各号の一に該当する者とし、法人にあっては、これに該当する役又は従業員を有すること。

- (1) 補償コンサルタント業務に関し、別表に掲げる部門別、業務の全部又は二部門以上について5年以上の実務経験を有する者。
- (2) 本会において(1)と同等以上の能力があるものと認定した者。
- (3) 本会が主催する研修会において所定の課程を修了した者。

(別 表)

部 門 別 業 別

| | 部 門 | 業 務 |
|---|---------|--|
| 1 | 予 備 調 査 | 生活実態調査、住民意識調査、費用効果比較分析調査、環境影響調査 |
| 2 | 補償計画立案 | |
| 3 | 権利物件調査 | 土地・建物及び工作物、機械及び設備、立木・立毛、通損、公簿、漁業、鉱業、採石、水利、温泉等に関する権利 |
| 4 | 補償額算定 | 土地（残地及び土地・建物に関する権利を含む）建物及び工作物、機械及び設備、立木・立毛、営業、農林業、漁業、鉱業採石業、水利権、温泉権、その他の権利、通損、事業損失、公共補償、その他 |
| 5 | 交 渉 等 | 用地（補償）交渉、紛争処理 |
| 6 | 事 後 調 査 | 事業損失、生活再建、その他の追跡調査 |
| 7 | そ の 他 | その他の調査 |

会費及び入会金規程

(総 則)

第1条 社団法人日本補償コンサルタント協会が、会員（入会の承認を得たものを含む。以下同じ。）から徴収する会費及び入会金は、この規程の定めるところによる。

(種 別)

第2条 会費は本部会費及び支部会費とする。

(会費の額)

第3条 会費の額（月刊 補償コンサルタントの講読料を含む。）年額とし、次のとおりとする。

ただし、年の途中で入会した会員については、入会した日の属する月以降当該会計年度末までの月賦により算出した額とする。

本部会費

正会員 年 額

1. 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設大臣告示第1341号）による登録（以下「登録」という。）が3部門以上されている者 240,000円
 2. 登録が1部門又は、2部門されている者 180,000円
 3. 登録されていない者 140,000円
- 賛助会員 1口年額 10,000円

支部会費

正会員 年 額 120,000円以内で支部総会で決議した額

(入会金の額)

第4条 入会金の額は、次のとおりとする。

正会員 500,000円

賛助会員 不 要

(会費の納付)

第5条 正会員は会費を年度当初に全納しなければならない。

- 2 賛助会費は補償コンサルタント業を営む者14口以上、その他の者は6口以上とし、口数に対応する年会費を年度当初に全納しなければならない。

(会費の延納、免除)

第6条 会員又はその役職員が疾病罹災等により会費の納入が困難な事由が生じたときは、理事会の議決によりその延納又は免除をすることができる。

附 則

この改正は、平成2年4月1日から適用する。

入会手続規程

(入会申込書等の様式)

第1条 定款第9条の申込書及び附属書の様式は、別紙様式(1)(2)(3)のとおりとする。

(推せん者)

第2条 入会しようとする者は、所属する支部管内に所在する正会員2名の推せん者とななければならない。ただし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省令第1341号）による登録を受けているものについては、これを省略することができる

(入会手続)

第3条 入会しようとする者は、入会申込書を支部を経由して会長に提出するものとする。

2 支部長は、入会しようとする者につき、遅滞なく支部役員会にはかり、その議を経入会申込書を会長に送付するものとする。

3 会長は、入会申込書を審査し、資格を満たしていると認めるときは、理事会に入会承認を求めるものとする。

第4条 会長は理事会の審査結果を速やかに入会申込者及び支部長に通知するものとする

(昭和63年5月6日 改正)

様式(1)

| | | | | | |
|------|----|---|---|---|---|
| 支部受付 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 印 |
| 役員会 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 印 |
| 本部受付 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 印 |
| 理事会 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 印 |
| 入会 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 印 |
| 会員番号 | | | | | - |

入会申込書

社団法人 日本補償コンサルタント協会会長 殿

貴社の定款に賛同し 会員

として入会を申込みます。

業者名

代表者名

印

住所 〒

電話

平成 年 月 日

会社等の概要

| | | | | | | | |
|------------------|---------------------------------|------------------------|---|--------------|---------------|-----|----|
| 設立年月 | 明治 大正 昭和 | 年 | 月 | 補償業務 開始年月 | 昭和 平成 | 年 | 月 |
| 資本金 | 百万円 | | | 補償業務 売上高 | 百万円 | | |
| 従業員数 | 名 | | | 補償業務 従業員数 | 事務名 | 技術名 | 計名 |
| 補償業務 以外の業務 | 測量業、不動産鑑定業、建築設計業、建設コンサルタント業、その他 | | | | | | |
| 補償コン サル登 録 | 登録年月日 | 昭和 平成 | 年 | 月 | 登録番号 | No. | |
| | 登録部門 | 土地調査 土地評価 営業補償・特殊補償 | | 物件 事業損失 | 機械工作物 補償関連 | | |

| | |
|--------|---|
| 推せん正会員 | 印 |
| 氏名、住所 | 印 |

- [注] 1. 入会申込書は、支部事務局へ提出すること。
 2. 補償コンサルタント登録がされている者は、正会員の推せんを省略することができる。
 3. 登録部門は、登録されている部門を○で囲むこと。
 4. 補償業務以外の業務は、該当する業務を○で囲むこと。
 5. 補償コンサルタント登録がされている者は、建設大臣の「補償コンサルタントの登録について(通知)」の写を添付すること。

様式(2)

資格者履歴書

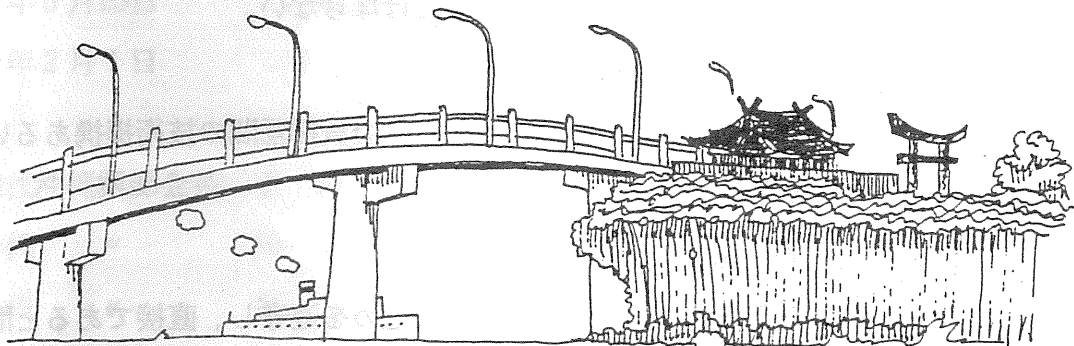
正会員の資格要件(1)、(2)該当者

| | | | | | | |
|---|-----------|----------------|---|---|---|------|
| 氏名 | 生年月日 | 明治 大正 昭和 | 年 | 月 | 日 | (満才) |
| 本籍 | | | | | | |
| 現住所 | (TEL) () | | | | | |
| 学歴 | 年 | 月 | | | | |
| 資格又は試験 | | | | | | |
| 略歴 (実務経験は明確に記載すること) 正会員の資格要件(1)(2)の | | | | | | |

入会申込者推せんの会員の債務

当協会に入会しようとする者を推せんした会員は次の責務を有するものとし、同会員はこれが実行の確保を努めなければならないものとする。

1. 推せんを受けた会員が協会の論理要領を遵守するように努めること。
2. 推せんを受けた会員が会費を滞納したときは納入について勧奨すること。
3. 納入の勧奨を受けてなお納入しないときは、退会するように勧奨すること。



社団法人 日本補償コンサルタント協会

倫 理 綱 領

社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての指名であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理要領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

1. 資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に地域技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

2. 公正な維持

会員は、補償コンサルタント業務の公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

3. 守秘義務

会員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

4. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

5. 相互協力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

6. 法令等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規定その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(第4回通常総会決議)

沖縄支部設置のあゆみ

| | | |
|-------------|------------------------|----------|
| 昭和52年4月1日 | 沖縄県部会発足 | 会 員 6 社 |
| 〃 55年3月31日 | 1 社 退 会 | 会 員 5 社 |
| 〃 57年4月1日 | 九州支部に編入 | 会 員 5 社 |
| 〃 58年12月20日 | 1 社 入 会 | 会 員 6 社 |
| 〃 59年9月29日 | 1 社 入 会 | 会 員 7 社 |
| 〃 62年3月31日 | 1 社 退 会 | 会 員 6 社 |
| 〃 62年12月5日 | 1 社 入 会 | 会 員 7 社 |
| 〃 63年4月11日 | 1 社 入 会 | 会 員 8 社 |
| 〃 63年10月14日 | 1 社 入 会 | 会 員 9 社 |
| 平成元年3月17日 | 1 社 入 会 | 会 員 10 社 |
| 〃 元年3月27日 | 1 社 入 会 | 会 員 11 社 |
| 〃 元年6月23日 | 1 社 入 会 | 会 員 12 社 |
| 〃 2年5月8日 | 定例総会で支部設置に関する件全会で決議 | |
| 〃 2年7月23日 | 沖縄支部設置に関する要望書を提出（協会本部） | |
| 〃 3年1月29日 | 1 社 入 会 | 会 員 13 社 |
| 〃 3年2月18日 | 1 社 入 会 | 会 員 14 社 |
| 〃 4年2月13日 | 1 社 入 会 | 会 員 15 社 |
| 〃 4年6月1日 | 沖縄支部設置 | |
| 〃 4年6月25日 | 2 社 入 会 | 会 員 17 社 |
| 〃 4年6月25日 | 沖縄支部設置祝賀会開催 | |
| 〃 5年2月1日 | 1 社 入 会 | 会 員 18 社 |

初代沖縄県部会長 下 地 恵 昭（有 南西不動産鑑定所）

2代 〃 仲 本 政 雄（株 国土鑑定センター）

3代 〃 島 袋 精 次（株 沖縄用地測量設計）

初代沖縄支部長 〃 （ 〃 ）

平成4年度支部役員名簿

※沖縄県支部役員

| 役職名 | 氏名 | |
|--------------|-------|-----------------|
| 支部長 | 島袋精次 | (株)沖縄用地測量設計 |
| 副支部長 | 我那覇生順 | (有)環境エンジニア |
| 幹事 (事務局長) | 桃原昌宏 | (株)沖縄ランドコンサルタント |
| 幹事 | 松田喜知 | (資)松田・睦設計事務所 |
| 〃 | 島袋寛盛 | (株)沖縄不動産総合鑑定所 |
| 〃 | 伊波盛武 | (有)沖縄総研 |
| 〃 | 天野哲彦 | 琉球建設コンサルタント(株) |
| 〃 | 山田義昭 | (資)アサギ設計工房 |
| 〃 | 松川清康 | (株)アジア測量設計 |
| 〃 | 国吉真春 | (資)国吉設計 |
| 監事 | 小幡光俊 | (株)琉陽設計 |
| 〃 | 島袋精秀 | (株)丸島建設コンサルタント |
| 相談役 | 仲本政雄 | (株)国土鑑定センター |

※本部役員一覧表

- (1) 理事 島袋精次(支部長)
 (株)沖縄用地測量設計
 我那覇生順(副支部長)
 (有)環境エンジニア

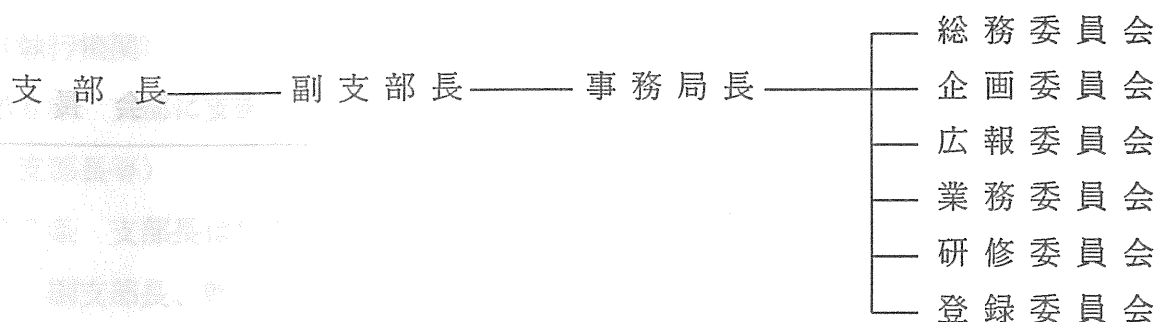
(2) 委員会

| 委員会名 | 正 | 副 |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 総務 | 松田喜知 (松田・睦設計) | 国吉真春 (国吉設計) |
| 企画 | 伊波盛武 (沖縄総研) | 天野哲彦 (琉球建設) |
| 広報 | 国吉真春 (国吉設計) | 山田義昭 (アサギ設計) |
| 研修 | 山田義昭 (アサギ設計) | 我那覇生順 (環境エンジニア) |
| 補償基準 | 天野哲彦 (琉球建設) | 桃原昌宏 (沖縄ランド) |
| 受託業務 委員会 | 松川清康 (アジア測量) | 小幡光俊 (琉陽設計) |
| 業務 委員会 | 我那覇生順 (環境エンジニア) | 島袋精秀 (丸島建設) |
| 登録制度 委員会 | 島袋寛盛 (沖縄不動産鑑定) | 松田喜知 (松田・睦設計) |
| 綱紀 委員会 | 島袋精次 (沖縄用地測量) | 島袋寛盛 (沖縄不動産鑑定) |

※沖縄支部委員会

| 委員会名 | 委員長 | 委員 | | |
|------|--------------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 総務 | 松田喜知 (松田・睦設計) | 国吉真春 (国吉設計) | 小幡光俊 (琉陽設計) | 我那覇生順 (環境エンジニア) |
| 研修 | 伊波盛武 (沖縄総研) | 天野哲彦 (琉球建設) | 桃原昌宏 (沖縄ランド) | 松川清康 (アジア測量) |
| 企画 | 国吉真春 (国吉設計) | 島袋寛盛 (沖縄不動産鑑定) | 山田義昭 (アサギ設計) | 伊波盛武 (沖縄総研) |
| 広報 | 山田義昭 (アサギ設計) | 桃原昌宏 (沖縄ランド) | 伊波盛武 (沖縄総研) | 天野哲彦 (琉球建設) |
| 業務 | 我那覇生順 (環境エンジニア) | 島袋精秀 (丸島建設) | 松川清康 (アジア測量) | 桃原昌宏 (沖縄ランド) |
| 登録 | 島袋寛盛 (沖縄不動産鑑定) | 松田喜知 (松田・睦設計) | 島袋精秀 (丸島建設) | 小幡光俊 (琉陽設計) |

沖縄支部組織及び業務担当表



| 名 称 | 担 当 事 項 |
|-------|---|
| 総務委員会 | 1. 会員相互間又は会員外の専門業者との連携協力 2. 補償コンサルタントの業務法規に関する調査及び研究 3. 補償コンサルタント業務の受託形式に関する調査及び研究 4. 関係官公庁及び公共事業の施行者に対する連絡及び協力 5. 関係職能団体に対する連絡及び協力 6. 会員の福祉厚生に関する事業 7. その他支部の設置目的を達成するために必要な事業 |
| 企画委員会 | 1. 会員事業所の経営の指導 2. 補償コンサルタント業務の処理に関する調査及び研究 3. 業務用書式の調査及び研究 |
| 広報委員会 | 1. 補償コンサルタントの業務に関する情報の収集、連絡 2. 公共事業及び補償コンサルタント業務の広報宣伝 3. 支部報（機関紙）の発行 |
| 業務委員会 | 1. 適正報酬要望のための資料の収集、調査、研究 2. 補償コンサルタント業務の処理に関する調査、研究 |
| 研修委員会 | 1. 研修に関する計画、研究 2. 研修会（講演会）及び見学会の開催 |
| 登録委員会 | 1. 補償コンサルタント業者の登録制度に関する調査及び研究 2. 補償コンサルタント業に従事するものの資格制度に関する調査及び研究 |

昭和52年10月6日理事会の決議により支部規程を次のように定める。

昭和52年10月6日

会 長

支 部 規 程

(総 則)

第1条 従たる事務所としての支部の設置及び運営に関し別に定めるもののほかこの規定の定めるところによる。

(支部の設置)

第2条 本会の事業を分掌するため従たる事務所として支部を設置する。

- 2 支部の構成員は、その所管区域に事務所所在地のある正会員及び賛助会員とする。
- 3 支部の名称、所在地、所管区域、設置年月日は別表のとおりとする。

(支部の事業)

第3条 支部は、この法人の目的を達成するため本部の事業の実施に当たるとともに当該区域の会員の業務発展のための特別な行動を行なうものとする。

(支部の運営)

第4条 支部の運営は、この規程に定める条項に従い支部総会及び支部役員によりこれを行うものとする。

(支部総会)

第5条 支部総会は、支部正会員をもって構成し、毎年1回原則として5月に開くものとし、支部長が必要と認めたときには臨時に開くことができる。

- 2 支部総会は、支部長が招集するものとし、支部正会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 支部総会に付議すべき事項は、別に定めるもののほか、次のものとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他の支部運営に関する重要な事項
- 4 支部総会の議事事項については、議事録を作成するものとする。

5 支部総会の運営に関しこの規程に定めのない事項については、定款の規程を準用する。

(執行機関)

第6条 支部に支部長1名、副支部長若干名、幹事若干名、監事2名以内を置く。

(支部長等)

第7条 支部長は理事のうちより支部総会の推せんにより会長が委嘱する。

2 副支部長、幹事及び監事は支部総会にはかり支部長が委嘱する。

(職務)

第8条 支部長は、支部業務の一切を統轄する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

3 幹事は、支部長、副支部長を補佐し、支部の業務を分掌する。

4 監事は、支部の会計を監査する。

5 支部長、副支部長、幹事、監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(支部経理)

第9条 支部の経理は、本部交付金及び支部会費等をもって支弁する。

2 支部会費等は、支部総会にはかって定める。

3 支部の財産は、支部長が管理する。

4 支部は、毎年度開始前に当該年度予算書を、毎年度終了後1ヶ月以内に決算書を提出し会長の承認を経るものとする。

(相談役、顧問)

第10条 支部に相談役及び顧問をおくことができる。

2 相談役、顧問は、支部役員会の議決に基づき支部長が委嘱する。

(委員会及び委員)

第11条 支部は、必要に応じて役員会の議決に基づき委員会を設けることができる。

2 委員は、役員会にはかって支部長が委嘱する。

(細則の制定)

第12条 この規程の実施について必要な事項は支部長が役員会にはかって細則を定めることができる。

(報 告)

第13条 支部長は、その事業並びに経理に関し6ヶ月毎にその状況を会長に報告するものとする。

附 則

1. この規程は、昭和52年7月11日から適用する。
2. この規程施行の際日本補償コンサルタント協議会定款により設置された支部の定款その他の定めについては、この規程にかかわらず次の支部総会までは従前の例によることとする。この場合「日本補償コンサルタント協議会」とあるは「社団法人日本補償コンサルタント協会」と読み替えるものとする。
3. この規程施行の際これまでに支部総会のひらかれていない支部にあつての最初の総会は、第5条第2項の規程にかかわらず当該地区の世話人代表がその時期を定めて招集するものとする。
4. この規程施行の際支部予算が組まれている支部においては、第9条第4項の承認を得たものとみなす。

(別表)

社団法人 日本補償コンサルタント協会

| 名称 | 所在地 | 区域 | 設置年月日 |
|-------|------|--|------------------|
| 北海道支部 | 札幌市 | 北海道 | 昭和52年12月2日 |
| 東北支部 | 仙台市 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 | 昭和52年7月11日 |
| 関東支部 | 東京都 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 | 昭和52年7月11日 |
| 北陸支部 | 新潟市 | 新潟県 富山県 石川県 | 昭和52年9月26日 |
| 中部支部 | 名古屋市 | 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 | 昭和53年9月8日 |
| 近畿支部 | 大阪市 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県 | 昭和52年7月11日 |
| 中国支部 | 広島市 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 | 昭和52年9月22日 |
| 四国支部 | 高松市 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 | 昭和52年9月11日 |
| 九州支部 | 福岡市 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 | 昭和53年1月24日 |
| 沖縄支部 | 那覇市 | 沖縄県 | 1992 平成4年6月1日 |

沖縄支部会費規程

(総 則)

第1条 社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部の会員から徴収する支部会費及び支部入会金はこの規程の定めるところによる。

(会費の額)

第2条 会費の額は年額とし、次のとおりとする。ただし、年の中途で入会した正会員については、入会した日の属する月以降当該会計年度末までの月賦により算出した額とする。

| | | | |
|------|---------|----|---------------------------|
| 正会員 | 年 | 額 | 120,000円(月10,000円) |
| 賛助会員 | 一口 | 年額 | 10,000円 |
| 特別会費 | 一登録部門 | 年額 | 10,000円 |
| 売上会費 | 一年間の売上額 | | $\times 0.5\% \sim 1.0\%$ |

(賛助金の額)

第2条の2 賛助金の額は、次のとおりとする。

| | |
|-----|----------|
| 正会員 | 300,000円 |
|-----|----------|

(会費の納付)

第3条 正会員は、会費を年度当初に全納しなければならない。

賛助会員は五口以上とし、口数に対応する年会費を年度頭初に全納しなければならない。

附 則 この規程は平成4年6月1日から適用する。

慶弔等規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部（以下「支部」という）の会員（個人会員、法人会員を問わず、当会に代表者として届出ているものを指す）及び支部の運営について関係のある者で、支部長が必要と認めたもの（以下単に「関係者」という。）並びにこれらの配偶者の慶事、弔事、傷病、災害に関し、祝金、弔慰金、見舞金その他必要な事項を定めることを目的とする。

(慶事)

第2条 支部会員及び支部の関係者に慶事が生じた場合には、必要に応じ支部長及び関係役員が協議して定めるものとする。

(弔事)

第3条 支部会員及び支部の関係者並びにこれらの配偶者に、次の各号の一に該当する弔事が生じた場合には、表に掲げるところにより弔慰金及び花輪を贈ることができるものとする。

- 一 支部会員又は支部の関係者が死亡したとき。
- 二 支部会員又は支部の関係者の配偶者が死亡したとき。

| 対象者 | 金額 | |
|--------------|-----|-----------|
| 支部会員及び支部の関係者 | 弔慰金 | 30,000円 |
| | 花輪 | 20,000円以内 |
| 上記の配偶者 | 弔慰金 | 10,000円 |
| | 花輪 | 20,000円以内 |

(傷病見舞)

第4条 支部会員及び支部の関係者が傷病により30日以上入院加療が見込まれる場合には、次の表に掲げる区分により見舞金又は見舞品を贈ることができるものとする。

| 対象者 | 金額 | |
|--------------|-----|-----------|
| 支部会員及び支部の関係者 | 見舞金 | 10,000円 |
| | 見舞品 | 10,000円以内 |

(災害見舞)

第5条 支部会員及び支部の関係者が災害を受けた場合には、次の表に掲げるところにより見舞金を贈ることができるものとする。

| 対 象 者 | 金 額 |
|--------------|-------------------------------|
| 支部会員及び支部の関係者 | 災害の種類、程度等に応じて その都度協議して定める額 |

(電 報)

第6条 支部長は、第2条から第5条までの規程によるもののほか、別に電報で打電することができるものとする。

(会費滞納者に対する適用)

第7条 会費滞納者については、本規程に定める金品の支給は適用しないことができる。

(職員への準用)

第8条 第2条から第6条までの規程は、支部の職員に準用する。

(その他)

第9条 本規程の実施についてこれにより難しい場合又は定めのない事項については、その都度支部長及び関係役員が協議して行うものとする。

附 則





① この規程は、平成4年6月1日から適用する。

沖縄支部会員紹介

| | | |
|--------|--------------------------------------|---|
| 会社名 | オキナワ 株式会社 沖縄ランドコンサルタント |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市久茂地1丁目2番29号 (与那嶺ビル5階) | |
| 代表者氏名 | トウ バル マサ ヒロ 桃 原 昌 宏 (昭和30年7月20日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 866-5925 FAX (098) 867-9421 | |
| 会社名 | コクド カンテイ 株式会社 国土鑑定センター |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市松山2丁目25番17号 (国土RACビル3F) | |
| 代表者氏名 | ナカ モト マサ オ 仲 本 政 雄 (昭和8年3月28日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 866-3833 FAX (098) 866-3514 | |
| 会社名 | オキナワヨウ チソクリョウセツケイ 株式会社 沖縄用地測量設計 |  |
| 本社所在地 | 〒902 那覇市繁多川2丁目14番7-201号 (繁多川ハイツ) | |
| 代表者氏名 | シマ フクロ セイ ジ 島 袋 精 次 (昭和11年5月23日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 854-7776 FAX (098) 832-3136 | |
| 会社名 | カンキョウ 有限会社 環境エンジニア |  |
| 本社所在地 | 〒902 那覇市字上間588番地4 | |
| 代表者氏名 | ガナハ セイ ジュン 我那覇 生 順 (昭和18年5月19日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 854-7721 FAX (098) 854-8634 | |

| | | |
|--------|---|---|
| 会社名 | マツダ ムツミセツケイジ ムシヨ 合資会社 松田・睦設計事務所 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市古波蔵4丁目12番8号 (メゾン幸地1F) | |
| 代表者氏名 | マツダ ヨシ トモ 松田喜知 (昭和15年6月3日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 855-5422 FAX (098) 832-4624 | |
| 会社名 | オキナワ フドウサンソウゴウカンテイシヨ 株式会社 沖縄不動産総合鑑定所 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市古波蔵4丁目7番5号(4F) | |
| 代表者氏名 | シマ ブクロ カン セイ 島袋寛盛 (昭和22年9月5日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 834-5401 FAX (098) 833-1736 | |
| 会社名 | オキ ナワ ソウ ケン 有限会社 沖縄総研 |  |
| 本社所在地 | 〒900 沖縄県那覇市泉崎1丁目6番1号 (コーポ神元406号) | |
| 代表者氏名 | イ ハ モリ タケ 伊波盛武 (昭和28年2月1日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 868-2685 FAX (098) 868-2376 | |
| 会社名 | リュウキョウケンセツ 琉球建設コンサルタント 株式会社 |  |
| 本社所在地 | 〒901-21 浦添市伊祖1丁目32番8号 | |
| 代表者氏名 | アマ ノ テツ ヒコ 天野哲彦 (昭和18年10月21日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 879-7147 FAX (098) 879-7146 | |

| | | |
|--------|---------------------------------------|---|
| 会社名 | セツケイコウボウ 合資会社 アサギ設計工房 |  |
| 本社所在地 | 〒902 那覇市壺屋1丁目32番9号 | |
| 代表者氏名 | ヤマ ダ ヨシ アキ 山 田 義 昭 (昭和23年9月3日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 861-1288 FAX (098) 861-1288 | |
| 会社名 | ソクリョウセツケイ 株式会社 アジア測量設計 |  |
| 本社所在地 | 〒901-21 浦添市牧港4丁目4番5号 | |
| 代表者氏名 | マツ カワ キヨ ヤス 松 川 清 康 (昭和13年8月29日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 877-6738 FAX (098) 879-6607 | |
| 会社名 | クニ ヨシ セツ ケイ 合資会社 国吉設計 |  |
| 本社所在地 | 〒903 那覇市首里崎山町4丁目206番地 | |
| 代表者氏名 | クニ ヨシ シン シュン 国 吉 真 春 (昭和18年12月4日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 885-8284 FAX (098) 884-0399 | |
| 会社名 | リュウ ヨウ セツ ケイ 株式会社 琉陽設計 |  |
| 本社所在地 | 〒901-22 沖縄県宜野湾市字嘉数2丁目17番3号 | |
| 代表者氏名 | オ バク ミツ トシ 小 幡 光 俊 (昭和11年4月2日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 897-8505 FAX (098) 897-8300 | |

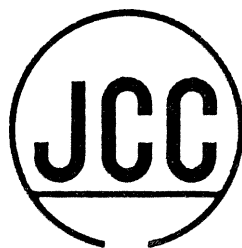
| | | |
|--------|---|---|
| 会社名 | 株式会社 <small>マルシマケンセツ</small> 丸島建設コンサルタント |  |
| 本社所在地 | 〒902 那覇市繁多川2丁目14番7号 | |
| 代表者氏名 | <small>シマ ブクロ セイ シュウ</small> 島袋精秀 (昭和22年5月10日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 854-4588 FAX (098) 854-4595 | |
| 会社名 | 株式会社 <small>ヨナミネ ソクリョウ セツケイ</small> 与那嶺測量設計 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市久茂地1丁目2番28号 | |
| 代表者氏名 | <small>ヨナミネ フミ オ</small> 与那嶺文夫 (昭和7年9月16日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 861-2151 FAX (098) 861-9120 | |
| 会社名 | 株式会社 <small>ナ ハ フ ドウサンカンテイ</small> 那覇不動産鑑定 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市樋川1丁目13番1号 | |
| 代表者氏名 | <small>ナカ ホド ツウゴロウ</small> 仲程通五郎 (昭和20年7月9日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 832-1781 FAX (098) 832-1782 | |
| 会社名 | 有限会社 <small>タマナハ</small> 玉那覇総合鑑定所 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市泉崎1丁目4番16号 | |
| 代表者氏名 | <small>タマナハ ケン ユウ</small> 玉那覇兼雄 (昭和28年10月27日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 862-6466 FAX (098) 862-6477 | |

| | | |
|--------|--|---|
| 会社名 | 合資会社 <small>タイセイソクリョウセツケイ</small> 大成測量設計 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市字銘苅180番地1 | |
| 代表者氏名 | <small>キシ モト マサ ユキ</small> 岸 本 政 元 (昭和20年7月10日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 861-2477 FAX (098) 867-9661 | |
| 会社名 | <small>オサ ダ フドウサンカンテイ</small> 長田不動産鑑定 株式会社 |  |
| 本社所在地 | 〒900 那覇市久茂地3丁目21番1号(国場ビル5階) | |
| 代表者氏名 | <small>オサ ダ トクタロウ</small> 長 田 徳太郎 (昭和23年6月27日生) | |
| 電話・FAX | ☎ (098) 867-1917 FAX (098) 867-4828 | |

うるま

うるまとは、琉球の雅名。1700年代（江戸時代）に当時の沖縄やさつまの文人の間で〈琉球〉の意で用いられていたという。

識名盛命の“思出草”にうるま島・うるまゆり・うるまの国などとある。古くは平安時代の文学にもあるが、琉球の別名と解されるようになったのは室町時代に紹巴の注本「下紐」に琉球をうるまの島と云う也、として以来のことらしい（沖縄タイムス百科より）。



Japan Compensation Consultant Association

| 社団法人 日本補償コンサルタント協会 | | |
|--------------------|--|---|
| 本部 | 〒105 東京都港区西新橋1-6-13 (柏屋ビル8階) | TEL 03-(3591)6618 FAX 03-3591-6607 |
| 北海道支部 | 〒062 札幌市豊平区中の島一条4-9-2 (北海道測量会館3階) | TEL 011 (842) 6872 FAX 011-842-6872 |
| 東北支部 | 〒980 仙台市青葉区本町1-9-6 (仙台利根川ビル6階) | TEL 022 (261) 1935 FAX 022-261-4558 |
| 関東支部 | 〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-19-14 (第21堀ビル3階) | TEL 03 (5474) 7475 FAX 03-5474-7476 |
| 北陸支部 | 〒950 新潟市弁天3-1-1 (小島ビル202) | TEL 025 (241) 8303 FAX 025-247-2700 |
| 中部支部 | 〒460 名古屋市中区栄4-3-26 (昭和ビル612号) | TEL 052 (241) 9779 FAX 052-252-5359 |
| 近畿支部 | 〒540 大阪市中央区大手通2-2-8 (内田ビル2階) | TEL 06 (949) 0805 TEL 06 (949) 0118 FAX 06-949-0805 |
| 中国支部 | 〒733 広島市西区楠木町3-15-11 (榊新東コンサルタント内) | TEL 082 (237) 4691 FAX 082-238-3973 |
| 四国支部 | 〒760 高松市松福町2-15-24 香川県土木建設会館 | TEL 0878 (22) 7265 FAX 0878-22-8350 |
| 九州支部 | 〒812 福岡市博多区博多駅中央街5-11 (日本食堂新博多ビル7階) | TEL 092 (471) 8808 FAX 092-471-6797 |
| 沖縄支部 | 〒900 那覇市泊3-12-8 | TEL 098 (869) 8570 FAX 098-869-8570 |

———— J C C 沖縄支部報 / 創刊号 ————

発行 平成5年3月

発行所 社団法人 日本補償コンサルタント協会沖縄支部
〒900 那覇市泊3丁目12番地8
TEL 098 (869) -8570
FAX 098 (869) -8570